

一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程細則

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人日本卸電力取引所が定める取引規程について、事項の補足をし、詳細を定める。

(取引システムの稼働時間)

第2条 取引規程第7条第5項に定める取引システムの稼働時間(以下「システム稼働時間」という。)は、以下のとおりとする。

取引規程第4条に定める営業日の午前0時から午後12時まで

2. 一般社団法人日本卸電力取引所の運営する日本卸電力取引所(以下「本取引所」という。)は、やむを得ないと認める場合、第1項のシステム稼働時間を変更することができる。この場合、本取引所は速やかに取引会員に変更後のシステム稼働時間を通知する。
3. 本取引所は、必要があると認めるときは、取引システムを臨時に停止する、または休止することができる。

(預託金)

第3条 取引規程第11条第3項に定める取引会員毎に本取引所が定める額は、次の各号の和とする。ただし、和が100万円を下回った場合は、100万円とする。

- (1) 取引規程第21条および第70条に定める翌日取引および時間前取引の売買代金のうち、金員の授受が完了していないもので、売り代金を負、買い代金を正の数とする。
 - (2) 取引規程第40条に定める先渡取引の商品基準時差額の合計額
 - (3) 取引規程第2章第4節に定めるベースロード取引の商品で、受け渡しが完了していない商品の買い代金に0.01を乗じた額
2. 本取引所は、前項の額を期間を定め変更することがある。この場合、本取引所は予め変更の内容を取引会員に通知する。
 3. 取引規程第11条第3項に定める期日は、本取引所が前項の規定に従い取引会員毎の預託の必要額を定めた日の次の金融機関営業日(銀行法に定める休日ではない日。以下同じ)の金融機関営業時間内とする。

(手数料等)

第4条 取引規程第24条に規定する翌日取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。

2. 取引規程第44条に規定する先渡取引における売買手数料は、売り買いとも以下のとおりとする。

受渡期間が年間の場合は、約定した入札1件あたり10,000円(消費税相当額別)

受渡期間が月間および週間の場合は、約定した入札1件あたり1,000円(消費税相当額別)

3. 取引規程第73条に規定する時間前取引における売買手数料は、約定した日が属する年度毎に定め、毎年度3月末までに翌年度の売買手数料を公開する。
4. 取引規程第104条に規定する掲示板取引の電力取引における掲示手数料は、以下のとおりとする。
約定した1掲示あたり50,000円(消費税相当額別)。ただし、取引会員以外の掲示の場合は無料とする。

5. 取引規程第60条に規定するベースロード取引における売買手数料は、以下のとおりとする。
約定した入札1件あたり10,000円(消費税相当額別)
6. 取引規程第90条に規定する間接送電権取引における売買手数料は、以下のとおりとする。
買い約定量1kWhあたり0.01円(消費税相当額別)

(先渡取引の計算期間)

第5条 取引規程第38条に定められる1計算単位の期間は、月曜日からその次の日曜日までとする。

付則

第1条 平成28年2月18日の取引規程改定にあわせた全面改定は、取引規程で規定する適用にあわせ適用する。

第2条 平成30年8月9日の先渡取引売買手数料の改定は、平成30年8月13日取引分より適用する。

制定	平成17年1月31日
改定	平成21年3月6日
	平成21年4月24日
	平成21年7月10日
	平成22年11月12日
	平成24年9月12日
	平成25年5月23日
	平成25年8月22日
	平成26年3月20日
	平成26年5月22日
	平成27年2月19日
	平成28年2月18日(全面改定)
	平成29年3月28日
	平成30年8月9日
	平成31年4月10日
	令和元年5月24日
	令和3年4月16日
	令和3年6月30日